

第1章 スポーツ推進計画策定にあたって

1. 計画の趣旨

平成23年6月、国のスポーツに関する基本理念等を規定した「スポーツ振興法」が50年ぶりに全面改正され、スポーツの現代的課題を踏まえ、国・地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を規定した「スポーツ基本法」が制定されました。

また、平成24年3月に「スポーツ基本法」に基づく「第1期スポーツ基本計画」、平成29年3月には、「第2期スポーツ基本計画」が策定されました。この基本計画を参酌して、その地方の実情に即した地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされています。

本市では、平成27年1月に市民1,000人を対象に「スポーツに関するアンケート調査」（回収率36.7%）を実施し、その調査結果を踏まえ、スポーツに関係する有識者などから構成される豊後大野市スポーツ推進計画策定委員会を設置し、「豊後大野市スポーツ推進計画」を策定しました。

生活水準の向上や余暇時間の増加、さらには、2020年（平成32年）の「東京オリンピック・パラリンピック」や2019年（平成31年）の「ラグビー・ワールドカップ2019」と国内で国際的なスポーツイベントの開催が決定、大分市において試合が開催される中で、市民のスポーツに対する興味や関心が一層高まります。

市民誰もが各々のライフステージに応じて、スポーツを楽しみながら健康的な生活を送れることを目的とした、スポーツ推進基本計画です。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成23年6月制定のスポーツ基本法第10条に位置付けられている「地方スポーツ推進計画」です。国の「スポーツ基本計画」や「大分県スポーツ推進計画」及び「豊後大野市総合教育計画」との整合性を図り、スポーツ振興の方向性を示すものとして位置づけています。

3 計画の期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を目標達成年度とする10年間を計画期間としています。今後、社会情勢やスポーツを取り巻く環境の変化に対応するために、概ね5年後に見直しを行うこととします。



